

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 7
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 8
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 9
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 12
- 道路の区域決定【建設局道路部管理課】 13
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 20
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 42

◇ 公 告

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（12件）【技術監理局契約部契約課】 52

北九州市告示第 385 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 4 年 9 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市小倉南区朽網東五丁目 1 番 1 号
TOTO アクアテクノ株式会社本社・小倉工場
小倉総務部長 大神芳浩

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市小倉南区朽網東五丁目 1 番 1 号
TOTO アクアテクノ株式会社本社・小倉工場

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

(ア) P E V 装置アルカリ洗浄槽及び P E V 装置酸洗浄槽

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の第 65 号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設	
名称	P E V 装置アルカリ洗浄槽	P E V 装置酸洗浄槽
能力	7, 200 k g / 日	7, 200 k g / 日

(イ) P E V 装置アルカリ U S 洗浄槽 1 及び P E V 装置アルカリ U S 洗浄槽 2

種類	水質汚濁防止法施行令別表第 1 の第 65 号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設	
名称	P E V 装置アルカリ U S 洗浄槽 1	P E V 装置アルカリ U S 洗浄槽 2
能力	7, 200 k g / 日	7, 200 k g / 日

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

(ア) P E V 装置アルカリ洗浄槽及びP E V 装置酸洗浄槽

名称	P E V 装置アルカリ洗浄槽	P E V 装置酸洗浄槽
使用時間間隔	6 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0	6 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0
1日当たりの使用時間	1 4 時間	1 4 時間
季節的変動	なし	なし
設置年月日	許可日以降	許可日以降

(イ) P E V 装置アルカリU S 洗浄槽 1 及びP E V 装置アルカリU S 洗浄槽 2

名称	P E V 装置アルカリU S 洗浄槽 1	P E V 装置アルカリU S 洗浄槽 2
使用時間間隔	6 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0	6 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0
1日当たりの使用時間	1 4 時間	1 4 時間
季節的変動	なし	なし
設置年月日	許可日以降	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

(ア) P E V 装置アルカリ洗浄槽及びP E V 装置酸洗浄槽

名称	P E V 装置アルカリ洗浄槽	P E V 装置酸洗浄槽
汚水量 (m^3 /日)	通常 8 . 4 最大 1 6 . 8	通常 4 . 2 最大 8 . 4
水素イオン濃度	通常 1 3 ~ 1 4 最大 1 3 ~ 1 4	通常 1 ~ 2 最大 1 ~ 2
化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	通常 0 . 0 1 最大 0 . 0 1	通常 0 . 3 8 最大 0 . 5 7

りん 含有量 (mg/ℓ)	通常 0.0 最大 0.0	通常 0.0 最大 0.0
浮遊物質 量 (mg/ℓ)	通常 0.0 最大 0.0	通常 0.0 最大 0.0

(イ) P E V装置アルカリU S洗浄槽1及びP E V装置アルカリU S洗浄槽2

名称	P E V装置アルカリ U S洗浄槽1	P E V装置アルカ リU S洗浄槽2
汚水量 (m ³ /日)	通常 8.4 最大 16.8	通常 8.4 最大 16.8
水素イオン濃度	通常 1.3～1.4 最大 1.3～1.4	通常 1.3～1.4 最大 1.3～1.4
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
含有量 (mg/ℓ)	通常 0.0 最大 0.0	通常 0.0 最大 0.0
浮遊物質 量 (mg/ℓ)	通常 0.0 最大 0.0	通常 0.0 最大 0.0

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値等

ア リサイクル排水処理設備

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 866 最大 1,376	通常 895 最大 1,435
水素イオン濃度	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 2.8 最大 5.6	同左
浮遊物質 量 (mg/ℓ)	通常 0.5 最大 2.0	同左

クロム含有量 (mg/ℓ)	通常 0.3 最大 0.5	同左
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 0.5 最大 1.0	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 0.8 最大 2.0	同左
銅含有量 (mg/ℓ)	通常 0.3 最大 1.0	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 < 0.15 最大 0.2	同左
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 0.8 最大 1.0	同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 全体排水口

イ 排水量及び汚染の状態

項目	設置前	設置後
排水の量 (m ³ /日)	通常 2,740 最大 3,340	同左
水素イオン濃度	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 4.4 最大 5.8	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 2.0 最大 9.4	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 1.9 最大 3.6	同左
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 0.08 最大 0.64	同左
クロム含有量 (mg/ℓ)	通常 0.1 最大 0.2	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 2.1 最大 3.2	同左
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 2.5 最大 4.0	同左

銅及びその化合物 (mg/l)	通常	0.05	同左
	最大	0.15	

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和4年9月28日から同年10月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和4年10月19日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第 386 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3	3 号	前	北九州市門司区東本町一丁目 6 番 2 4 地先から 北九州市小倉北区砂津一丁目 3 2 3 番 9 地先まで	12.0 ～ 41.4	11,343.7
		後	北九州市門司区東本町一丁目 6 番 2 4 地先から 北九州市小倉北区砂津一丁目 3 2 3 番 9 地先まで	12.0 ～ 41.4	11,343.9

北九州市告示第 387 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 4 年 9 月 28 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
3	3 号	北九州市門司区東本町一丁目 6 番 2 4 地先から 北九州市小倉北区砂津一丁目 3 2 3 番 9 地先まで

北九州市告示第 388 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
255	門司行橋線	前	北九州市門司区本町 3 番 3 地先から 北九州市小倉南区大字朽網 3 9 1 4 番 5 4 地先まで	4.0 ～ 97.3	26,663.3
		後	北九州市門司区本町 3 番 3 地先から 北九州市小倉南区大字朽網 3 9 1 4 番 6 9 地先まで	4.0 ～ 97.3	26,663.7
220	石原町停車場線	前	北九州市小倉南区大字新道寺 3 7 0 番 5 地先から 北九州市小倉南区大字新道寺 3 1 9 番 6 地先まで	4.2 ～ 11.4	447.6
		後	北九州市小倉南区大字新道寺 3 7 0 番 5 地先から 北九州市小倉南区大字新道寺 3 1 9 番 6 地先まで	4.2 ～ 11.4	447.3
254	須磨園南原曾根線	前	北九州市小倉南区大字朽網 9 3 番 3 地先から 北九州市小倉南区下曾根四丁目 2 1 1 2 番 1 地先まで	4.1 ～ 22.2	4,869.5

		後	北九州市小倉南区朽網東四丁目93番3地先から 北九州市小倉南区下曾根四丁目2112番1地先まで	4.1 ～ 22.2	4,869.4
256	新道寺 曾根線	前	北九州市小倉南区大字新道寺415番1地先から 北九州市小倉南区中曾根三丁目1069番1地先まで	2.5 ～ 38.2	9,852.7
		後	北九州市小倉南区大字新道寺415番1地先から 北九州市小倉南区中曾根三丁目1069番1地先まで	2.5 ～ 38.2	9,852.6
257	井手浦 徳力線	前	北九州市小倉南区大字井手浦270番1地先から 北九州市小倉南区大字徳力332番地先まで	2.4 ～ 18.0	8,038.6
		後	北九州市小倉南区大字井手浦270番1地先から 北九州市小倉南区徳力三丁目1番101地先まで	2.4 ～ 18.0	8,038.5
280	植木上 上津役 線	前	北九州市八幡西区大字木屋瀬中島橋中央から 北九州市八幡西区町上津役西四丁目1900番4地先まで	4.8 ～ 51.3	7,472.8
		後	北九州市八幡西区木屋瀬四丁目中島橋中央から 北九州市八幡西区町上津役西四丁目1900番4地先まで	4.8 ～ 51.3	7,472.7
281	下上津 役折尾	前	北九州市八幡西区大平一丁目228番9地先から	5.6 ～	5,953.3

線		北九州市八幡西区光明一丁目 1 7 6 7 番 1 地先まで	22.7	
	後	北九州市八幡西区大平一丁目 2 2 8 番 9 地先から 北九州市八幡西区光明一丁目 1 7 6 7 番 1 地先まで	5.6 ～ 22.7	5,953.0

北九州市告示第 389 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 4 年 9 月 28 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
25	門司行橋線	北九州市門司区本町 3 番 3 地先から 北九州市小倉南区大字朽網 3 9 1 4 番 6 9 地先まで
220	石原町停車場線	北九州市小倉南区大字新道寺 3 7 0 番 5 地先から 北九州市小倉南区大字新道寺 3 1 9 番 6 地先まで
254	須磨園南原曾根線	北九州市小倉南区朽網東四丁目 9 3 番 3 地先から 北九州市小倉南区下曾根四丁目 2 1 1 2 番 1 地先まで
256	新道寺曾根線	北九州市小倉南区大字新道寺 4 1 5 番 1 地先から 北九州市小倉南区中曾根三丁目 1 0 6 9 番 1 地先まで
257	井手浦徳力線	北九州市小倉南区大字井手浦 2 7 0 番 1 地先から 北九州市小倉南区徳力三丁目 1 番 1 0 1 地先まで
280	植木上上津役線	北九州市八幡西区木屋瀬四丁目中島橋中央から 北九州市八幡西区町上津役西四丁目 1 9 0 0 番 4 地先まで

北九州市告示第 390 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1042	伊川 3 1 号線	門司区大字伊川 1094 番 1 地先から 門司区大字伊川 1065 番 2 地先まで	2.0 ～ 4.2	291.0
3282	大里東 48 号 線	門司区大里東四丁目 4253 番 39 地先から 門司区大里東四丁目 4260 番 3 地先まで	6.0	54.2
3283	大里新 町 5 号 線	門司区大里新町 145 番 24 地先から 門司区大里新町 145 番 21 地先まで	9.4 ～ 10.3	37.1
3289	新門司 13 号 線	門司区新門司二丁目 11 番 1 0 地先から 門司区新門司二丁目 11 番 4 0 地先まで	10.5 ～ 12.0	625.7
3389	東城野 町 6 号 線	小倉北区東城野町 1321 番 19 地先から 小倉北区東城野町 1321 番 28 地先まで	6.0	147.8
3390	東城野	小倉北区東城野町 1321 番	6.0	211.4

	町7号線	82地先から 小倉北区東城野町1321番 46地先まで		
3391	東城野町8号線	小倉北区東城野町1321番 32地先から 小倉北区東城野町1321番 36地先まで	6.0	50.9
3392	東城野町9号線	小倉北区東城野町1321番 84地先から 小倉北区東城野町1321番 25地先まで	4.0	14.1
3393	東城野町10号線	小倉北区東城野町1321番 61地先から 小倉北区東城野町1321番 80地先まで	6.0	167.8
3394	東城野町11号線	小倉北区東城野町1321番 67地先から 小倉北区東城野町1321番 64地先まで	6.0	45.4
3399	中井83号線	小倉北区中井五丁目4番19 地先から 小倉北区中井五丁目4番24 地先まで	6.0	57.8
6299	朽網西58号線	小倉南区朽網西一丁目845 番22地先から 小倉南区朽網西一丁目845 番19地先まで	5.0	35.6
6304	中曽根18号線	小倉南区中曽根五丁目808 番1地先から 小倉南区中曽根五丁目807 番13地先まで	6.0	62.8
6305	中吉田	小倉南区中吉田三丁目142	5.0	25.3

	1 3 6 号線	9 番 1 4 地先から 小倉南区中吉田三丁目 1 4 2 9 番 1 2 地先まで		
6 3 1 1	東貫 2 3 号線	小倉南区東貫三丁目 3 8 0 番 1 4 地先から 小倉南区東貫三丁目 3 8 0 番 1 5 地先まで	6.0	99.8
6 3 1 6	沼新町 2 9 号 線	小倉南区沼新町三丁目 1 7 5 0 番 1 2 1 地先から 小倉南区沼新町三丁目 1 7 5 0 番 1 2 7 地先まで	6.0	47.1
6 3 1 7	東貫 2 4 号線	小倉南区東貫三丁目 3 3 5 4 番 8 地先から 小倉南区東貫三丁目 3 3 5 2 番 9 地先まで	5.0	46.4
6 3 1 8	朽網東 3 9 号 線	小倉南区朽網東六丁目 5 1 2 番 1 4 地先から 小倉南区朽網東六丁目 5 1 2 番 1 0 地先まで	5.0	25.3
6 3 2 2	上吉田 1 1 3 号線	小倉南区上吉田一丁目 8 3 5 番 5 地先から 小倉南区上吉田一丁目 8 3 7 番 4 地先まで	6.0 ～ 6.3	84.7
6 3 2 3	上吉田 1 1 4 号線	小倉南区上吉田一丁目 8 3 5 番 1 0 地先から 小倉南区上吉田一丁目 8 4 0 番 1 5 地先まで	6.0 ～ 6.1	39.9
6 3 2 4	中曽根 東 1 9 号線	小倉南区中曽根東二丁目 2 0 1 8 番 1 地先から 小倉南区中曽根東二丁目 2 0 1 8 番 1 4 地先まで	6.0	47.2
6 3 2 8	沼南町	小倉南区沼南町二丁目 5 0 番	6.0	128.9

	19号線	8地先から 小倉南区沼南町二丁目49番 45地先まで		
6329	沼南町 20号線	小倉南区沼南町二丁目49番 29地先から 小倉南区沼南町二丁目49番 1地先まで	6.0 ～ 6.3	139.4
6330	東貫2 5号線	小倉南区東貫三丁目740番 30地先から 小倉南区東貫三丁目740番 24地先まで	6.0	63.5
6332	若園9 3号線	小倉南区若園二丁目180番 14地先から 小倉南区若園二丁目180番 11地先まで	5.5	34.7
6337	新道寺 113号線	小倉南区大字新道寺400番 6地先から 小倉南区大字新道寺399番 8地先まで	6.0 ～ 6.5	66.9
2108	天神町 14号線	八幡東区天神町4番26地先 から 八幡東区天神町4番22地先 まで	6.0	106.3
2109	天神町 15号線	八幡東区天神町4番25地先 から 八幡東区天神町4番51地先 まで	6.0	145.9
2110	天神町 16号線	八幡東区天神町4番10地先 から 八幡東区天神町4番46地先 まで	6.0	188.8
2111	天神町	八幡東区天神町4番53地先	4.0	16.7

	17号線	から 八幡東区天神町4番38地先 まで		
6929	上上津 役14 9号線	八幡西区上上津役五丁目12 72番26地先から 八幡西区上上津役五丁目12 72番12地先まで	6.0 ～ 9.0	158.3
6976	大浦5 3号線	八幡西区大浦一丁目1番39 地先から 八幡西区大浦一丁目1番35 地先まで	6.0	25.7
7002	市瀬5 7号線	八幡西区市瀬一丁目978番 2地先から 八幡西区市瀬一丁目994番 2地先まで	5.0 ～ 6.2	248.2
7003	市瀬5 8号線	八幡西区市瀬一丁目992番 12地先から 八幡西区市瀬一丁目994番 5地先まで	6.0	74.7
7004	市瀬5 9号線	八幡西区市瀬一丁目953番 3地先から 八幡西区市瀬一丁目957番 2地先まで	9.0	86.2
7005	市瀬6 0号線	八幡西区市瀬一丁目1005 番26地先から 八幡西区市瀬一丁目980番 13地先まで	6.0	136.2
7006	市瀬6 1号線	八幡西区市瀬一丁目980番 23地先から 八幡西区市瀬一丁目957番 4地先まで	6.0	163.2
7007	市瀬6	八幡西区市瀬一丁目953番	6.0	74.8

	2号線	3地先から 八幡西区市瀬一丁目728番 12地先まで		
7008	市瀬6 3号線	八幡西区市瀬一丁目728番 14地先から 八幡西区市瀬一丁目728番 16地先まで	6.0	23.9
7009	市瀬6 4号線	八幡西区市瀬一丁目1005 番16地先から 八幡西区市瀬一丁目995番 3地先まで	4.0	27.4
7010	市瀬6 5号線	八幡西区市瀬一丁目957番 8地先から 八幡西区市瀬一丁目729番 1地先まで	2.9 ～ 3.2	89.6
7011	永犬丸 222 号線	八幡西区永犬丸一丁目277 9番8地先から 八幡西区永犬丸一丁目277 5番14地先まで	6.0 ～ 6.6	91.9
7012	上上津 役15 0号線	八幡西区上上津役五丁目61 4番26地先から 八幡西区上上津役五丁目61 4番22地先まで	6.0	38.7
7016	本城東 85号 線	八幡西区本城東三丁目572 番8地先から 八幡西区本城東三丁目572 番3地先まで	5.0	55.2
7019	木屋瀬 107 号線	八幡西区木屋瀬四丁目725 番1地先から 八幡西区木屋瀬四丁目725 番11地先まで	5.0	49.2
7027	上上津	八幡西区上上津役五丁目11	6.0	89.6

	役15 2号線	93番1地先から 八幡西区上上津役五丁目11 89番3地先まで		
7030	木屋瀬 108 号線	八幡西区木屋瀬一丁目410 番10地先から 八幡西区木屋瀬一丁目410 番7地先まで	6.0	41.1

北九州市告示第 391 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
519	新町井ノ浦線	前	門司区松原二丁目 6509 番 5 地先から 門司区上藤松二丁目 1315 番 54 地先まで	3.5 ～ 25.2	2,273.7
		後	門司区松原二丁目 6509 番 5 地先から 門司区上藤松二丁目 1315 番 54 地先まで	3.5 ～ 25.2	2,273.4
702	大里東羽山 1 号線	前	門司区大里東四丁目 12 番 25 地先から 門司区羽山二丁目 1163 番 3 地先まで	3.2 ～ 12.0	1,181.6
		後	門司区大里東四丁目 12 番 25 地先から 門司区羽山二丁目 1163 番 3 地先まで	3.2 ～ 12.0	1,181.4
1004	青葉台 4 号線	前	門司区青葉台 7 番 9 地先から 門司区青葉台 8 番 1 地先まで	6.0 ～ 6.7	66.5

		後	門司区青葉台 7 番 9 地先から 門司区青葉台 8 番 1 地先まで	6.1 ～ 6.7	66.8
1 0 4 1	伊川 3 0 号線	前	門司区大字伊川 1 1 9 7 番 1 地先から 門司区大字伊川 1 2 7 8 番 5 地先まで	3.0 ～ 5.9	313.1
		後	門司区大字伊川 1 1 9 7 番 1 地先から 門司区大字伊川 1 2 7 8 番 5 地先まで	3.0 ～ 6.1	312.7
1 0 4 2	伊川 3 1 号線	前	門司区大字伊川 1 0 9 4 番 地先から 門司区大字伊川 1 0 8 1 番 1 地先まで	2.0 ～ 4.0	136.2
		後	門司区大字伊川 1 0 9 4 番 1 地先から 門司区大字伊川 1 0 6 5 番 2 地先まで	2.0 ～ 4.2	291.0
1 0 4 3	伊川 3 2 号線	前	門司区大字伊川 1 1 4 7 番 地先から 門司区大字伊川 1 2 0 4 番 1 2 地先まで	1.5 ～ 4.8	525.9
		後	門司区大字伊川 1 1 4 7 番 地先から 門司区大字伊川 1 2 0 4 番 1 2 地先まで	1.5 ～ 4.8	525.6
1 1 0 9	伊川 9 7 号線	前	門司区大字伊川 1 1 2 7 番 3 地先から 門司区大字伊川 1 1 2 7 番 1 2 地先まで	1.8 ～ 5.3	135.2

		後	門司区大字伊川 1 1 2 7 番 3 地先から 門司区大字伊川 1 1 2 7 番 1 2 地先まで	1.8 ～ 4.0	135.5
1 1 1 8	伊川 1 0 6 号 線	前	門司区大字伊川 1 1 1 8 番 地先から 門司区大字伊川 1 1 2 6 番 3 地先まで	5.2 ～ 9.3	132.2
		後	門司区大字伊川 1 0 5 8 番 3 地先から 門司区大字伊川 1 1 2 7 番 1 2 地先まで	5.5 ～ 9.3	142.7
1 3 0 7	上藤松 2 号線	前	門司区上藤松三丁目 3 番 1 0 地先から 門司区上藤松三丁目 1 3 3 2 番 1 地先まで	1.5 ～ 2.4	99.1
		後	門司区上藤松三丁目 3 番 5 3 地先から 門司区上藤松三丁目 1 3 3 2 番 4 地先まで	0.6 ～ 1.6	98.7
1 3 0 8	上藤松 3 号線	前	門司区藤松三丁目 6 番 3 地 先から 門司区上藤松三丁目 1 3 4 4 番 5 地先まで	3.3 ～ 6.7	406.9
		後	門司区藤松三丁目 6 番 3 地 先から 門司区上藤松三丁目 1 3 4 4 番 5 地先まで	3.3 ～ 6.7	407.4
1 3 0 9	上藤松 4 号線	前	門司区上藤松三丁目 2 0 4 番 5 地先から 門司区上藤松三丁目 2 番 1 地先まで	5.3 ～ 7.0	185.8

		後	門司区上藤松二丁目3番1 4地先から 門司区上藤松三丁目2番1 地先まで	5.7 ～ 7.9	185.9
1 3 1 0	上藤松 5号線	前	門司区上藤松三丁目2番1 地先から 門司区上藤松三丁目3番7 地先まで	6.0 ～ 6.3	95.2
		後	門司区上藤松三丁目2番1 0地先から 門司区上藤松三丁目3番7 地先まで	6.0 ～ 6.3	95.5
1 3 1 1	上藤松 6号線	前	門司区上藤松二丁目131 2番16地先から 門司区上藤松二丁目131 2番13地先まで	2.5 ～ 5.2	247.0
		後	門司区上藤松二丁目131 2番16地先から 門司区上藤松二丁目131 2番9地先まで	2.7 ～ 6.3	248.3
1 3 1 3	上藤松 8号線	前	門司区上藤松二丁目132 5番9地先から 門司区上藤松二丁目132 5番8地先まで	1.1 ～ 1.9	35.6
		後	門司区上藤松二丁目3番1 3地先から 門司区上藤松二丁目132 5番16地先まで	1.0 ～ 1.8	35.5
1 3 1 4	上藤松 9号線	前	門司区上藤松三丁目3番2 7地先から 門司区上藤松三丁目3番3 地先まで	1.1 ～ 2.0	40.9

		後	門司区上藤松三丁目3番3 地先から 門司区上藤松二丁目132 6番2地先まで	1.1 ～ 2.3	40.5
1320	上藤松 15号 線	前	門司区上藤松二丁目127 8番5地先から 門司区上藤松二丁目127 8番6地先まで	3.7 ～ 7.0	97.5
		後	門司区上藤松二丁目127 8番6地先から 門司区上藤松二丁目130 7番6地先まで	4.1 ～ 5.2	98.6
1323	上藤松 18号 線	前	門司区藤松二丁目204番 3地先から 門司区上藤松一丁目204 番4地先まで	6.3 ～ 6.5	55.5
		後	門司区藤松二丁目204番 3地先から 門司区上藤松一丁目128 5番4地先まで	6.0 ～ 6.4	55.3
1327	上藤松 22号 線	前	門司区上藤松二丁目138 3番2地先から 門司区上藤松二丁目138 3番8地先まで	3.1 ～ 7.0	87.5
		後	門司区上藤松二丁目138 3番4地先から 門司区上藤松二丁目138 3番8地先まで	3.0 ～ 4.1	110.7
1329	上藤松 24号 線	前	門司区上藤松二丁目131 5番26地先から 門司区上藤松二丁目131 4番16地先まで	3.1 ～ 7.0	246.5

		後	門司区上藤松二丁目 1 3 1 5 番 2 6 地先から 門司区上藤松二丁目 1 3 1 4 番 1 6 地先まで	3.5 ～ 4.6	246.0
1 3 3 0	上藤松 2 5 号 線	前	門司区上藤松二丁目 1 3 1 1 番 4 地先から 門司区上藤松二丁目 1 3 1 5 番 5 3 地先まで	3.5 ～ 6.8	371.3
		後	門司区上藤松二丁目 1 3 1 0 番 3 地先から 門司区上藤松二丁目 1 3 1 5 番 2 4 地先まで	3.4 ～ 5.3	372.9
1 3 3 1	上藤松 2 6 号 線	前	門司区上藤松二丁目 1 3 1 5 番 4 9 地先から 門司区上藤松二丁目 1 3 1 5 番 5 3 地先まで	4.4 ～ 8.0	65.2
		後	門司区上藤松二丁目 1 3 1 5 番 4 9 地先から 門司区上藤松二丁目 1 3 1 5 番 5 3 地先まで	4.3 ～ 5.1	67.5
1 3 3 4	上藤松 2 9 号 線	前	門司区上藤松三丁目 3 番 3 8 地先から 門司区上藤松三丁目 3 番 5 地先まで	4.5 ～ 4.7	77.8
		後	門司区上藤松三丁目 3 番 3 8 地先から 門司区上藤松三丁目 3 番 5 地先まで	4.5 ～ 4.6	76.8
2 0 0 9	新門司 3 号線	前	門司区新門司二丁目 1 3 番 地先から 門司区新門司二丁目 1 2 番 地先まで	20.0 ～ 36.8	1,128.5

		後	門司区新門司二丁目 1 3 番 地先から 門司区新門司二丁目 1 2 番 地先まで	20.0 ～ 36.8	1,128.5
2 1 8 4	大里 2 号線	前	門司区上藤松二丁目 1 2 7 8 番 1 0 地先から 門司区大字大里 1 4 8 3 番 2 地先まで	2.5 ～ 7.0	463.2
		後	門司区上藤松二丁目 1 3 0 7 番 6 地先から 門司区上藤松一丁目 1 4 8 3 番 2 地先まで	2.1 ～ 5.9	462.6
3 0 7 6	上藤松 3 4 号 線	前	門司区上藤松二丁目 1 2 7 8 番 7 地先から 門司区上藤松一丁目 1 2 0 5 番 7 地先まで	4.1 ～ 6.8	52.3
		後	門司区上藤松二丁目 1 2 7 8 番 6 地先から 門司区上藤松一丁目 1 3 0 5 番 2 地先まで	4.0 ～ 6.1	52.3
3 0 9 0	大里東 4 4 号 線	前	門司区大里東四丁目 1 番 4 0 地先から 門司区大里東四丁目 1 番 7 地先まで	5.0 ～ 7.3	116.8
		後	門司区大里東四丁目 4 2 5 3 番 2 5 地先から 門司区大里東四丁目 4 2 5 3 番 1 6 地先まで	5.0 ～ 6.1	116.3
1 8 5 6	熊谷 6 号線	前	小倉北区熊谷一丁目 7 7 番 2 地先から 小倉北区熊谷一丁目 1 番 5 5 地先まで	1.0 ～ 12.0	420.3

		後	小倉北区熊谷一丁目 7 7 番 2 地先から 小倉北区熊谷一丁目 1 番 5 5 地先まで	1.0 ～ 12.0	420.2
1 8 6 0	熊谷 1 0 号線	前	小倉北区熊谷二丁目 4 0 0 番 4 地先から 小倉北区熊谷四丁目 1 7 9 番 8 地先まで	4.2 ～ 8.4	517.6
		後	小倉北区熊谷二丁目 4 0 0 番 4 地先から 小倉北区熊谷四丁目 1 7 9 番 8 地先まで	4.2 ～ 7.3	516.4
1 8 6 1	熊谷 1 1 号線	前	小倉北区熊谷二丁目 1 番 1 2 3 地先から 小倉北区熊谷二丁目 1 番 9 0 地先まで	3.6 ～ 8.0	332.0
		後	小倉北区熊谷二丁目 1 番 1 2 3 地先から 小倉北区熊谷二丁目 1 番 9 0 地先まで	3.6 ～ 8.0	332.4
1 8 6 5	熊谷 1 5 号線	前	小倉北区熊谷一丁目 1 番 1 6 6 地先から 小倉北区熊谷一丁目 1 番 1 6 2 地先まで	3.8 ～ 7.1	529.9
		後	小倉北区熊谷一丁目 1 番 1 6 6 地先から 小倉北区熊谷一丁目 1 番 1 6 2 地先まで	3.6 ～ 7.1	529.8
1 9 1 1	熊谷 6 1 号線	前	小倉北区熊谷二丁目 1 8 5 番 2 地先から 小倉北区熊谷二丁目 1 3 番 1 地先まで	5.7 ～ 6.8	102.7

		後	小倉北区熊谷二丁目185 番2地先から 小倉北区熊谷二丁目13番 1地先まで	5.8 ～ 6.8	103.1
2582	中井1 9号線	前	小倉北区中井三丁目14番 1地先から 小倉北区中井五丁目4番9 地先まで	5.9 ～ 6.0	296.3
		後	小倉北区中井三丁目14番 1地先から 小倉北区中井五丁目4番9 地先まで	5.9 ～ 6.1	296.3
2599	中井3 6号線	前	小倉北区中井三丁目5番1 地先から 小倉北区中井五丁目14番 15地先まで	5.8 ～ 6.2	830.5
		後	小倉北区中井三丁目5番1 地先から 小倉北区中井五丁目14番 15地先まで	5.8 ～ 6.2	830.4
738	若園1 号線	前	小倉南区若園二丁目213 番15地先から 小倉南区若園二丁目196 番3地先まで	5.3 ～ 5.6	305.0
		後	小倉南区若園二丁目213 番15地先から 小倉南区若園三丁目196 番3地先まで	5.3 ～ 5.8	304.9
1302	上吉田 15号 線	前	小倉南区上吉田一丁目81 7番3地先から 小倉南区上吉田一丁目83 2番2地先まで	2.1 ～ 5.1	280.9

		後	小倉南区上吉田一丁目 8 1 7 番 3 地先から 小倉南区上吉田一丁目 8 3 2 番 6 地先まで	2.2 ～ 5.5	279.6
1 3 2 1	上吉田 3 4 号 線	前	小倉南区上吉田一丁目 8 3 2 番 2 地先から 小倉南区大字吉田 2 0 8 番 1 1 地先まで	2.2 ～ 6.0	114.1
		後	小倉南区上吉田一丁目 8 3 3 番 5 地先から 小倉南区上吉田一丁目 1 7 2 0 番 6 地先まで	2.6 ～ 5.3	110.5
1 6 2 1	朽網 8 8 号線	前	小倉南区朽網東六丁目 4 2 8 番 2 地先から 小倉南区朽網東六丁目 4 2 7 番地先まで	1.8 ～ 4.5	106.4
		後	小倉南区朽網東六丁目 4 2 8 番 2 地先から 小倉南区朽網東六丁目 4 2 7 番地先まで	1.8 ～ 4.5	106.9
1 6 5 8	朽網 1 2 5 号 線	前	小倉南区大字朽網 8 5 0 番 1 地先から 小倉南区大字朽網 8 4 4 番 地先まで	3.8 ～ 4.7	105.3
		後	小倉南区朽網西一丁目 8 5 0 番 4 地先から 小倉南区朽網西一丁目 8 4 4 番 1 地先まで	3.7 ～ 6.2	105.2
1 7 2 1	朽網 1 8 8 号 線	前	小倉南区大字朽網 4 3 0 番 1 0 1 地先から 小倉南区大字朽網 5 1 2 番 4 地先まで	5.0 ～ 7.0	154.5

		後	小倉南区朽網東六丁目43 0番101地先から 小倉南区朽網東六丁目43 0番85地先まで	5.0 ～ 7.0	155.1
1745	朽網2 12号 線	前	小倉南区大字朽網420番 地先から 小倉南区大字朽網512番 1地先まで	5.4 ～ 8.9	277.7
		後	小倉南区朽網東六丁目42 0番5地先から 小倉南区朽網東六丁目51 2番6地先まで	5.4 ～ 6.5	279.5
1872	葛原東 17号 線	前	小倉南区葛原東六丁目13 48番1地先から 小倉南区葛原東六丁目13 46番地先まで	1.5 ～ 4.9	109.1
		後	小倉南区葛原東六丁目13 48番1地先から 小倉南区葛原東六丁目13 46番地先まで	1.5 ～ 4.9	109.1
2377	曾根1 1号線	前	小倉南区中曾根五丁目10 51番4地先から 小倉南区上曾根三丁目35 59番1地先まで	2.7 ～ 6.1	296.7
		後	小倉南区中曾根五丁目10 51番4地先から 小倉南区上曾根三丁目35 59番1地先まで	2.0 ～ 6.1	297.0
2382	曾根1 6号線	前	小倉南区大字曾根1355 番8地先から 小倉南区中曾根東六丁目1 735番5地先まで	2.4 ～ 10.9	1,397.4

		後	小倉南区中曽根東一丁目 1 3 5 5 番 8 地先から 小倉南区中曽根東六丁目 1 7 3 5 番 5 地先まで	2.4 ～ 10.9	1,397.5
2 4 1 5	曽根 4 9 号線	前	小倉南区大字曽根 1 0 3 6 番地先から 小倉南区大字曽根 8 0 7 番 2 地先まで	3.0 ～ 7.6	153.4
		後	小倉南区中曽根五丁目 1 0 3 6 番地先から 小倉南区中曽根五丁目 8 0 7 番 2 地先まで	3.0 ～ 6.0	152.3
2 4 4 4	曽根 7 8 号線	前	小倉南区大字曽根 1 0 5 1 番 1 地先から 小倉南区大字曽根 8 0 6 番 1 2 地先まで	0.8 ～ 2.1	51.6
		後	小倉南区中曽根五丁目 1 0 5 1 番 5 地先から 小倉南区中曽根五丁目 8 0 6 番 1 1 地先まで	0.8 ～ 2.3	51.6
3 1 0 1	中吉田 1 0 号 線	前	小倉南区中吉田四丁目 1 3 9 4 番 3 2 地先から 小倉南区中吉田四丁目 1 6 5 6 番 2 地先まで	5.0 ～ 7.8	343.0
		後	小倉南区中吉田四丁目 1 3 9 4 番 3 2 地先から 小倉南区中吉田四丁目 1 6 5 6 番 2 地先まで	5.0 ～ 6.0	342.8
3 1 2 1	中吉田 3 0 号 線	前	小倉南区中吉田三丁目 1 3 8 7 番 9 地先から 小倉南区中吉田三丁目 1 4 0 6 番 3 地先まで	2.6 ～ 5.8	153.7

		後	小倉南区中吉田三丁目13 87番9地先から 小倉南区中吉田三丁目14 29番13地先まで	2.6 ～ 5.8	153.8
3122	中吉田 31号 線	前	小倉南区中吉田三丁目14 29番2地先から 小倉南区中吉田三丁目5番 5地先まで	1.0 ～ 4.5	202.7
		後	小倉南区中吉田三丁目14 29番13地先から 小倉南区中吉田三丁目5番 5地先まで	1.0 ～ 4.4	201.6
3241	貫10 号線	前	小倉南区東貫三丁目334 7番2地先から 小倉南区東貫三丁目355 9番2地先まで	2.6 ～ 9.7	444.8
		後	小倉南区東貫三丁目334 7番2地先から 小倉南区東貫三丁目355 9番2地先まで	2.6 ～ 9.7	439.3
3474	貫24 3号線	前	小倉南区大字貫3609番 5地先から 小倉南区大字貫3615番 13地先まで	4.1 ～ 6.4	254.4
		後	小倉南区東貫三丁目360 9番5地先から 小倉南区東貫三丁目361 5番13地先まで	4.5 ～ 6.8	254.3
3800	母原3 1号線	前	小倉南区大字母原775番 2地先から 小倉南区大字母原794番 2地先まで	1.8 ～ 4.7	353.0

		後	小倉南区大字母原 7 7 5 番 2 地先から 小倉南区大字母原 7 9 4 番 2 地先まで	1.9 ～ 4.3	354.5
3 8 0 4	母原 3 5 号線	前	小倉南区大字母原 1 1 0 7 番 1 地先から 小倉南区大字母原 1 1 5 6 番 1 地先まで	0.6 ～ 2.5	262.3
		後	小倉南区大字母原 1 1 0 7 番 1 地先から 小倉南区大字母原母原川 3 号橋まで	0.6 ～ 4.7	266.2
3 8 0 5	母原 3 6 号線	前	小倉南区大字母原 1 1 4 8 番 1 地先から 小倉南区大字母原 1 1 5 8 番地先まで	1.9 ～ 2.8	114.4
		後	小倉南区大字母原 1 1 4 8 番 1 地先から 小倉南区大字母原 1 1 5 6 番 1 地先まで	4.0 ～ 5.6	105.8
3 8 0 7	母原 3 8 号線	前	小倉南区大字母原 1 0 5 5 番 1 地先から 小倉南区大字母原 1 5 3 2 番地先まで	2.1 ～ 6.4	731.1
		後	小倉南区大字母原 1 0 6 8 番地先から 小倉南区大字母原 1 5 3 2 番地先まで	2.1 ～ 6.4	731.5
4 3 2 3	若園 5 1 号線	前	小倉南区若園二丁目 1 7 8 番 4 地先から 小倉南区若園二丁目 1 8 6 番 3 地先まで	4.3 ～ 4.4	140.1

		後	小倉南区若園二丁目 1 7 8 番 4 地先から 小倉南区若園二丁目 1 8 6 番 3 地先まで	4.3 ～ 5.3	140.3
4 5 6 2	母原 7 3 号線	前	小倉南区大字母原 7 9 5 番 1 地先から 小倉南区大字母原 1 0 6 8 番地先まで	2.5 ～ 4.0	327.6
		後	小倉南区大字母原 7 9 5 番 1 地先から 小倉南区大字母原 1 0 6 8 番地先まで	2.2 ～ 5.4	327.3
4 5 6 3	母原 7 4 号線	前	小倉南区大字母原 1 1 1 7 番 1 地先から 小倉南区大字母原 1 1 1 3 番 1 地先まで	2.2 ～ 5.0	29.1
		後	小倉南区大字母原 1 1 1 7 番 1 地先から 小倉南区大字母原 1 1 1 3 番 1 地先まで	2.4 ～ 2.9	28.4
5 0 4 9	東貫 7 号線	前	小倉南区東貫三丁目 3 8 3 番 4 地先から 小倉南区東貫三丁目 3 6 3 8 番 6 地先まで	5.4 ～ 5.5	96.2
		後	小倉南区東貫三丁目 3 8 3 番 5 地先から 小倉南区東貫三丁目 3 8 0 番 2 1 地先まで	5.6 ～ 6.1	96.8
5 1 6 5	東貫 8 号線	前	小倉南区東貫三丁目 3 8 3 番 4 地先から 小倉南区東貫三丁目 3 8 1 番地先まで	6.6 ～ 7.1	85.6

		後	小倉南区東貫三丁目 3 8 3 番 5 地先から 小倉南区東貫三丁目 3 8 0 番 1 0 地先まで	6.9 ～ 7.4	83.7
5 7 0 5	上曾根 4 号線	前	小倉南区上曾根三丁目 7 4 8 番 6 地先から 小倉南区上曾根三丁目 7 5 1 番 1 地先まで	5.0	28.2
		後	小倉南区上曾根三丁目 7 4 8 番 6 地先から 小倉南区上曾根三丁目 7 5 1 番 1 地先まで	5.0	29.0
5 7 1 6	沼新町 1 号線	前	小倉南区沼新町三丁目 1 7 4 3 番 5 地先から 小倉南区上吉田四丁目 1 8 6 番 4 地先まで	6.0 ～ 11.8	729.1
		後	小倉南区沼新町三丁目 1 7 4 3 番 5 地先から 小倉南区上吉田四丁目 1 8 6 番 4 地先まで	6.0 ～ 9.5	724.8
5 7 5 9	上曾根 5 号線	前	小倉南区上曾根三丁目 7 3 7 番 7 地先から 小倉南区上曾根三丁目 7 3 7 番 1 2 地先まで	5.0 ～ 15.0	26.0
		後	小倉南区上曾根三丁目 7 3 7 番 7 地先から 小倉南区上曾根三丁目 7 3 7 番 1 2 地先まで	5.0	26.1
5 0 1	中央桃 園 1 号 線	前	八幡東区中央二丁目 3 0 番 2 地先から 八幡東区桃園四丁目 2 番地 先まで	14.5 ～ 34.2	3,060.6

		後	八幡東区中央二丁目30番 2地先から 八幡東区桃園四丁目2番地 先まで	14.5 ～ 34.2	3,060.5
1255	祇園1 7号線	前	八幡東区祇園三丁目40番 1地先から 八幡東区祇園四丁目191 番3地先まで	5.7 ～ 13.7	438.2
		後	八幡東区祇園三丁目40番 1地先から 八幡東区祇園四丁目191 番3地先まで	5.7 ～ 13.7	439.3
1464	天神町 1号線	前	八幡東区天神町1番1地先 から 八幡東区天神町3番1地先 まで	6.9 ～ 7.8	232.8
		後	八幡東区天神町1番1地先 から 八幡東区天神町3番1地先 まで	6.8 ～ 7.0	232.8
1467	天神町 4号線	前	八幡東区天神町2番15地 先から 八幡東区天神町1363番 12地先まで	3.9 ～ 5.1	250.2
		後	八幡東区天神町2番15地 先から 八幡東区天神町1363番 12地先まで	3.9 ～ 7.9	250.4
1587	春の町 4号線	前	八幡東区春の町二丁目96 7番1地先から 八幡東区春の町二丁目28 番15地先まで	6.0 ～ 7.0	285.8

		後	八幡東区春の町二丁目 9 6 7 番 1 地先から 八幡東区春の町二丁目 2 8 番 1 5 地先まで	6.0 ～ 7.0	285.7
1 9 7 5	天神町 5 号線	前	八幡東区天神町から 八幡東区天神町まで	7.3 ～ 9.7	187.1
		後	八幡東区天神町 4 番 8 地先 から 八幡東区天神町 4 番 7 地先 まで	7.4 ～ 9.2	185.1
1 9 8 2	天神町 6 号線	前	八幡東区天神町 3 番 3 2 地 先から 八幡東区天神町 3 番 5 1 地 先まで	6.0 ～ 17.0	96.2
		後	八幡東区天神町 3 番 3 2 地 先から 八幡東区天神町 3 番 5 1 地 先まで	6.0 ～ 17.0	96.5
7 8 2	本城東 力丸町 2 号線	前	八幡西区本城東二丁目 2 9 8 番 1 0 地先から 八幡西区力丸町 1 9 番 1 地 先まで	5.3 ～ 10.5	654.2
		後	八幡西区本城東二丁目 2 9 8 番 1 0 地先から 八幡西区力丸町 1 9 番 1 地 先まで	5.0 ～ 10.5	654.4
1 2 7 8	市瀬 1 号線	前	八幡西区市瀬一丁目 1 1 1 1 番 2 地先から 八幡西区市瀬一丁目 7 2 9 番 5 地先まで	5.0 ～ 9.3	488.6
		後	八幡西区市瀬一丁目 1 1 1	5.0	488.6

			1 番 2 地先から 八幡西区市瀬一丁目 7 2 9 番 5 地先まで	～ 9.3	
1 2 7 9	市瀬 2 号線	前	八幡西区市瀬一丁目 1 1 1 5 番 2 地先から 八幡西区市瀬一丁目 1 0 9 5 番 2 地先まで	1.6 ～ 2.9	105.8
		後	八幡西区市瀬一丁目 1 1 1 5 番 2 地先から 八幡西区市瀬一丁目 1 0 9 4 番地先まで	1.6 ～ 2.9	103.3
1 2 8 0	市瀬 3 号線	前	八幡西区市瀬一丁目 9 7 6 番 2 地先から 八幡西区市瀬一丁目 1 0 9 6 番地先まで	2.9 ～ 3.4	82.0
		後	八幡西区市瀬一丁目 9 7 6 番 2 地先から 八幡西区市瀬一丁目 1 0 9 6 番 1 地先まで	2.9 ～ 3.4	81.4
1 2 8 1	市瀬 4 号線	前	八幡西区市瀬一丁目 1 0 8 2 番 1 地先から 八幡西区市瀬一丁目 9 6 9 番 4 地先まで	1.8 ～ 6.5	224.4
		後	八幡西区市瀬一丁目 1 0 8 2 番 1 地先から 八幡西区市瀬一丁目 9 6 9 番 4 地先まで	1.8 ～ 4.0	224.8
1 2 8 8	市瀬 1 1 号線	前	八幡西区市瀬一丁目 7 2 9 番 1 地先から 八幡西区市瀬一丁目 8 5 2 番 5 地先まで	1.9 ～ 7.1	448.3
		後	八幡西区市瀬一丁目 7 2 9	1.9	448.8

			番 1 地先から 八幡西区市瀬一丁目 8 5 2 番 5 地先まで	～ 7.1	
1 4 2 9	永犬丸 5 号線	前	八幡西区永犬丸一丁目 2 7 7 7 番地先から 八幡西区永犬丸一丁目 2 6 9 1 番 1 地先まで	2.0 ～ 4.8	153.0
		後	八幡西区永犬丸一丁目 2 7 7 6 番 1 地先から 八幡西区永犬丸一丁目 2 6 9 1 番 1 地先まで	2.0 ～ 5.2	153.3
1 7 3 0	大浦 3 号線	前	八幡西区大浦一丁目 1 3 番 3 地先から 八幡西区大浦一丁目 1 番 1 1 地先まで	5.3 ～ 9.1	621.7
		後	八幡西区大浦一丁目 1 3 番 3 地先から 八幡西区大浦一丁目 1 番 1 1 地先まで	5.3 ～ 9.1	621.7
2 4 2 2	上上津 役 7 3 号線	前	八幡西区上上津役五丁目 6 1 4 番 2 7 地先から 八幡西区上上津役五丁目 6 8 2 番 2 地先まで	3.5 ～ 5.9	127.2
		後	八幡西区上上津役五丁目 6 1 4 番 2 7 地先から 八幡西区上上津役五丁目 6 8 2 番 2 地先まで	4.0 ～ 5.9	127.3
2 4 2 5	上上津 役 7 6 号線	前	八幡西区上上津役五丁目 1 1 8 1 番地先から 八幡西区上上津役五丁目 1 1 8 0 番 1 2 地先まで	4.6 ～ 6.1	203.6
		後	八幡西区上上津役五丁目 1	4.6	201.7

			1 8 1 番地先から 八幡西区上上津役五丁目 1 1 8 0 番 1 2 地先まで	～ 6.9	
2 4 2 6	上上津 役 7 7 号線	前	八幡西区上上津役五丁目 1 2 0 2 番 1 地先から 八幡西区上上津役五丁目 1 2 1 6 番 1 地先まで	1.0 ～ 6.6	171.2
		後	八幡西区上上津役五丁目 1 2 0 2 番 1 地先から 八幡西区上上津役五丁目 1 2 1 6 番 1 地先まで	1.0 ～ 7.7	172.0
2 4 2 7	上上津 役 7 8 号線	前	八幡西区上上津役五丁目 1 1 7 2 番 1 地先から 八幡西区上上津役五丁目 1 2 1 6 番 1 地先まで	6.0 ～ 7.4	282.8
		後	八幡西区上上津役五丁目 1 1 7 2 番 1 地先から 八幡西区上上津役五丁目 1 2 1 6 番 1 地先まで	5.9 ～ 7.8	282.9
3 1 4 6	木屋瀬 6 6 号 線	前	八幡西区大字木屋瀬 7 5 9 番 4 地先から 八幡西区大字木屋瀬 8 1 番 2 地先まで	4.8 ～ 9.2	422.4
		後	八幡西区木屋瀬四丁目 7 5 9 番 5 地先から 八幡西区木屋瀬四丁目 8 1 番 1 地先まで	4.8 ～ 9.2	422.6
5 0 5 4	本城東 3 0 号 線	前	八幡西区本城東三丁目 5 7 6 番 6 地先から 八幡西区本城東三丁目 5 7 9 番 4 地先まで	4.0 ～ 7.5	184.6
		後	八幡西区本城東三丁目 5 7	4.0	184.8

			6番6地先から 八幡西区本城東三丁目57 9番4地先まで	～ 6.0	
6383	市瀬5 4号線	前	八幡西区市瀬一丁目933 番1地先から 八幡西区市瀬一丁目745 番4地先まで	14.3 ～ 22.0	293.7
		後	八幡西区市瀬一丁目933 番1地先から 八幡西区市瀬一丁目745 番4地先まで	14.2 ～ 22.0	293.9

北九州市告示第 392 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 4 年 9 月 28 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
519	新町井ノ浦線	門司区松原二丁目 6509 番 5 地先から 門司区上藤松二丁目 1315 番 5 地先まで
702	大里東羽山 1 号線	門司区大里東四丁目 12 番 25 地先から 門司区羽山二丁目 1163 番 3 地先まで
1004	青葉台 4 号線	門司区青葉台 7 番 9 地先から 門司区青葉台 8 番 1 地先まで
1041	伊川 30 号線	門司区大字伊川 1197 番 1 地先から 門司区大字伊川 1278 番 5 地先まで
1042	伊川 31 号線	門司区大字伊川 1094 番 1 地先から 門司区大字伊川 1065 番 2 地先まで
1043	伊川 32 号線	門司区大字伊川 1147 番地先から 門司区大字伊川 1204 番 12 地先まで
1109	伊川 97 号線	門司区大字伊川 1127 番 3 地先から 門司区大字伊川 1127 番 12 地先まで
1118	伊川 106 号線	門司区大字伊川 1058 番 3 地先から 門司区大字伊川 1127 番 12 地先まで
1307	上藤松 2 号線	門司区上藤松三丁目 3 番 53 地先から 門司区上藤松三丁目 1332 番 4 地先まで
1308	上藤松 3	門司区藤松三丁目 6 番 3 地先から

	号線	門司区上藤松三丁目1344番5地先まで
1309	上藤松4号線	門司区上藤松二丁目3番14地先から 門司区上藤松三丁目2番1地先まで
1310	上藤松5号線	門司区上藤松三丁目2番10地先から 門司区上藤松三丁目3番7地先まで
1311	上藤松6号線	門司区上藤松二丁目1312番16地先から 門司区上藤松二丁目1312番9地先まで
1313	上藤松8号線	門司区上藤松二丁目3番13地先から 門司区上藤松二丁目1325番16地先まで
1314	上藤松9号線	門司区上藤松三丁目3番3地先から 門司区上藤松二丁目1326番2地先まで
1320	上藤松15号線	門司区上藤松二丁目1278番6地先から 門司区上藤松二丁目1307番6地先まで
1323	上藤松18号線	門司区藤松二丁目204番3地先から 門司区上藤松一丁目1285番4地先まで
1327	上藤松22号線	門司区上藤松二丁目1383番4地先から 門司区上藤松二丁目1383番8地先まで
1329	上藤松24号線	門司区上藤松二丁目1315番26地先から 門司区上藤松二丁目1314番16地先まで
1330	上藤松25号線	門司区上藤松二丁目1310番3地先から 門司区上藤松二丁目1315番24地先まで
1331	上藤松26号線	門司区上藤松二丁目1315番49地先から 門司区上藤松二丁目1315番53地先まで
1334	上藤松29号線	門司区上藤松三丁目3番38地先から 門司区上藤松三丁目3番5地先まで
2009	新門司3号線	門司区新門司二丁目13番地先から 門司区新門司二丁目12番地先まで
2184	大里2号	門司区上藤松二丁目1307番6地先から

	線	門司区上藤松一丁目1483番2地先まで
3076	上藤松3 4号線	門司区上藤松二丁目1278番6地先から 門司区上藤松一丁目1305番2地先まで
3090	大里東4 4号線	門司区大里東四丁目4253番25地先から 門司区大里東四丁目4253番16地先まで
3282	大里東4 8号線	門司区大里東四丁目4253番39地先から 門司区大里東四丁目4260番3地先まで
3283	大里新町 5号線	門司区大里新町145番24地先から 門司区大里新町145番21地先まで
3289	新門司1 3号線	門司区新門司二丁目11番10地先から 門司区新門司二丁目11番40地先まで
1856	熊谷6号 線	小倉北区熊谷一丁目77番2地先から 小倉北区熊谷一丁目1番55地先まで
1860	熊谷10 号線	小倉北区熊谷二丁目400番4地先から 小倉北区熊谷四丁目179番8地先まで
1861	熊谷11 号線	小倉北区熊谷二丁目1番123地先から 小倉北区熊谷二丁目1番90地先まで
1865	熊谷15 号線	小倉北区熊谷一丁目1番166地先から 小倉北区熊谷一丁目1番162地先まで
1911	熊谷61 号線	小倉北区熊谷二丁目185番2地先から 小倉北区熊谷二丁目13番1地先まで
2582	中井19 号線	小倉北区中井三丁目14番1地先から 小倉北区中井五丁目4番9地先まで
2599	中井36 号線	小倉北区中井三丁目5番1地先から 小倉北区中井五丁目14番15地先まで
3389	東城野町 6号線	小倉北区東城野町1321番19地先から 小倉北区東城野町1321番28地先まで
3390	東城野町	小倉北区東城野町1321番82地先から

	7号線	小倉北区東城野町1321番46地先まで
3391	東城野町 8号線	小倉北区東城野町1321番32地先から 小倉北区東城野町1321番36地先まで
3392	東城野町 9号線	小倉北区東城野町1321番84地先から 小倉北区東城野町1321番25地先まで
3393	東城野町 10号線	小倉北区東城野町1321番61地先から 小倉北区東城野町1321番80地先まで
3394	東城野町 11号線	小倉北区東城野町1321番67地先から 小倉北区東城野町1321番64地先まで
3399	中井83 号線	小倉北区中井五丁目4番19地先から 小倉北区中井五丁目4番24地先まで
738	若園1号 線	小倉南区若園二丁目213番15地先から 小倉南区若園三丁目196番3地先まで
1302	上吉田1 5号線	小倉南区上吉田一丁目817番3地先から 小倉南区上吉田一丁目832番6地先まで
1321	上吉田3 4号線	小倉南区上吉田一丁目833番5地先から 小倉南区上吉田一丁目1720番6地先まで
1621	朽網88 号線	小倉南区朽網東六丁目428番2地先から 小倉南区朽網東六丁目427番地先まで
1658	朽網12 5号線	小倉南区朽網西一丁目850番4地先から 小倉南区朽網西一丁目844番1地先まで
1721	朽網18 8号線	小倉南区朽網東六丁目430番101地先から 小倉南区朽網東六丁目430番85地先まで
1745	朽網21 2号線	小倉南区朽網東六丁目420番5地先から 小倉南区朽網東六丁目512番6地先まで
2377	曾根11 号線	小倉南区中曾根五丁目1051番4地先から 小倉南区上曾根三丁目3559番1地先まで
2382	曾根16	小倉南区中曾根東一丁目1355番8地先から

	号線	小倉南区中曽根東六丁目 1 7 3 5 番 5 地先まで
2 4 1 5	曾根 4 9 号線	小倉南区中曽根五丁目 1 0 3 6 番地先から 小倉南区中曽根五丁目 8 0 7 番 2 地先まで
2 4 4 4	曾根 7 8 号線	小倉南区中曽根五丁目 1 0 5 1 番 5 地先から 小倉南区中曽根五丁目 8 0 6 番 1 1 地先まで
3 1 0 1	中吉田 1 0 号線	小倉南区中吉田四丁目 1 3 9 4 番 3 2 地先から 小倉南区中吉田四丁目 1 6 5 6 番 2 地先まで
3 1 2 1	中吉田 3 0 号線	小倉南区中吉田三丁目 1 3 8 7 番 9 地先から 小倉南区中吉田三丁目 1 4 2 9 番 1 3 地先まで
3 1 2 2	中吉田 3 1 号線	小倉南区中吉田三丁目 1 4 2 9 番 1 3 地先から 小倉南区中吉田三丁目 5 番 5 地先まで
3 2 4 1	貫 1 0 号 線	小倉南区東貫三丁目 3 3 4 7 番 2 地先から 小倉南区東貫三丁目 3 5 5 9 番 2 地先まで
3 4 7 4	貫 2 4 3 号線	小倉南区東貫三丁目 3 6 0 9 番 5 地先から 小倉南区東貫三丁目 3 6 1 5 番 1 3 地先まで
3 8 0 0	母原 3 1 号線	小倉南区大字母原 7 7 5 番 2 地先から 小倉南区大字母原 7 9 4 番 2 地先まで
3 8 0 4	母原 3 5 号線	小倉南区大字母原 1 1 0 7 番 1 地先から 小倉南区大字母原母原川 3 号橋まで
3 8 0 5	母原 3 6 号線	小倉南区大字母原 1 1 4 8 番 1 地先から 小倉南区大字母原 1 1 5 6 番 1 地先まで
3 8 0 7	母原 3 8 号線	小倉南区大字母原 1 0 6 8 番地先から 小倉南区大字母原 1 5 3 2 番地先まで
4 3 2 3	若園 5 1 号線	小倉南区若園二丁目 1 7 8 番 4 地先から 小倉南区若園二丁目 1 8 6 番 3 地先まで
4 5 6 2	母原 7 3 号線	小倉南区大字母原 7 9 5 番 1 地先から 小倉南区大字母原 1 0 6 8 番地先まで
4 5 6 3	母原 7 4	小倉南区大字母原 1 1 1 7 番 1 地先から

	号線	小倉南区大字母原 1 1 1 3 番 1 地先まで
5 0 4 9	東貫 7 号 線	小倉南区東貫三丁目 3 8 3 番 5 地先から 小倉南区東貫三丁目 3 8 0 番 2 1 地先まで
5 1 6 5	東貫 8 号 線	小倉南区東貫三丁目 3 8 3 番 5 地先から 小倉南区東貫三丁目 3 8 0 番 1 0 地先まで
5 7 0 5	上曾根 4 号線	小倉南区上曾根三丁目 7 4 8 番 6 地先から 小倉南区上曾根三丁目 7 5 1 番 1 地先まで
5 7 1 6	沼新町 1 号線	小倉南区沼新町三丁目 1 7 4 3 番 5 地先から 小倉南区上吉田四丁目 1 8 6 番 4 地先まで
5 7 5 9	上曾根 5 号線	小倉南区上曾根三丁目 7 3 7 番 7 地先から 小倉南区上曾根三丁目 7 3 7 番 1 2 地先まで
6 2 9 9	朽網西 5 8 号線	小倉南区朽網西一丁目 8 4 5 番 2 2 地先から 小倉南区朽網西一丁目 8 4 5 番 1 9 地先まで
6 3 0 4	中曾根 1 8 号線	小倉南区中曾根五丁目 8 0 8 番 1 地先から 小倉南区中曾根五丁目 8 0 7 番 1 3 地先まで
6 3 0 5	中吉田 1 3 6 号線	小倉南区中吉田三丁目 1 4 2 9 番 1 4 地先から 小倉南区中吉田三丁目 1 4 2 9 番 1 2 地先まで
6 3 1 1	東貫 2 3 号線	小倉南区東貫三丁目 3 8 0 番 1 4 地先から 小倉南区東貫三丁目 3 8 0 番 1 5 地先まで
6 3 1 6	沼新町 2 9 号線	小倉南区沼新町三丁目 1 7 5 0 番 1 2 1 地先から 小倉南区沼新町三丁目 1 7 5 0 番 1 2 7 地先まで
6 3 1 7	東貫 2 4 号線	小倉南区東貫三丁目 3 3 5 4 番 8 地先から 小倉南区東貫三丁目 3 3 5 2 番 9 地先まで
6 3 1 8	朽網東 3 9 号線	小倉南区朽網東六丁目 5 1 2 番 1 4 地先から 小倉南区朽網東六丁目 5 1 2 番 1 0 地先まで
6 3 2 2	上吉田 1 1 3 号線	小倉南区上吉田一丁目 8 3 5 番 5 地先から 小倉南区上吉田一丁目 8 3 7 番 4 地先まで
6 3 2 3	上吉田 1	小倉南区上吉田一丁目 8 3 5 番 1 0 地先から

	14号線	小倉南区上吉田一丁目840番15地先まで
6324	中曽根東 19号線	小倉南区中曽根東二丁目2018番1地先から 小倉南区中曽根東二丁目2018番14地先まで
6328	沼南町1 9号線	小倉南区沼南町二丁目50番8地先から 小倉南区沼南町二丁目49番45地先まで
6329	沼南町2 0号線	小倉南区沼南町二丁目49番29地先から 小倉南区沼南町二丁目49番1地先まで
6330	東貫25 号線	小倉南区東貫三丁目740番30地先から 小倉南区東貫三丁目740番24地先まで
6332	若園93 号線	小倉南区若園二丁目180番14地先から 小倉南区若園二丁目180番11地先まで
6337	新道寺1 13号線	小倉南区大字新道寺400番6地先から 小倉南区大字新道寺399番8地先まで
501	中央桃園 1号線	八幡東区中央二丁目30番2地先から 八幡東区桃園四丁目2番地先まで
1255	祇園17 号線	八幡東区祇園三丁目40番1地先から 八幡東区祇園四丁目191番3地先まで
1464	天神町1 号線	八幡東区天神町1番1地先から 八幡東区天神町3番1地先まで
1467	天神町4 号線	八幡東区天神町2番15地先から 八幡東区天神町1363番12地先まで
1587	春の町4 号線	八幡東区春の町二丁目967番1地先から 八幡東区春の町二丁目28番15地先まで
1975	天神町5 号線	八幡東区天神町4番8地先から 八幡東区天神町4番7地先まで
1982	天神町6 号線	八幡東区天神町3番32地先から 八幡東区天神町3番51地先まで
2108	天神町1	八幡東区天神町4番26地先から

	4号線	八幡東区天神町4番22地先まで
2109	天神町1 5号線	八幡東区天神町4番25地先から 八幡東区天神町4番51地先まで
2110	天神町1 6号線	八幡東区天神町4番10地先から 八幡東区天神町4番46地先まで
2111	天神町1 7号線	八幡東区天神町4番53地先から 八幡東区天神町4番38地先まで
782	本城東力 丸町2号 線	八幡西区本城東二丁目298番10地先から 八幡西区力丸町19番1地先まで
1278	市瀬1号 線	八幡西区市瀬一丁目1111番2地先から 八幡西区市瀬一丁目729番5地先まで
1279	市瀬2号 線	八幡西区市瀬一丁目1115番2地先から 八幡西区市瀬一丁目1094番地先まで
1280	市瀬3号 線	八幡西区市瀬一丁目976番2地先から 八幡西区市瀬一丁目1096番1地先まで
1281	市瀬4号 線	八幡西区市瀬一丁目1082番1地先から 八幡西区市瀬一丁目969番4地先まで
1288	市瀬11 号線	八幡西区市瀬一丁目729番1地先から 八幡西区市瀬一丁目852番5地先まで
1429	永犬丸5 号線	八幡西区永犬丸一丁目2776番1地先から 八幡西区永犬丸一丁目2691番1地先まで
1730	大浦3号 線	八幡西区大浦一丁目13番3地先から 八幡西区大浦一丁目1番11地先まで
2422	上上津役 73号線	八幡西区上上津役五丁目614番27地先から 八幡西区上上津役五丁目682番2地先まで
2425	上上津役 76号線	八幡西区上上津役五丁目1181番地先から 八幡西区上上津役五丁目1180番12地先まで

2 4 2 6	上上津役 7 7 号線	八幡西区上上津役五丁目 1 2 0 2 番 1 地先から 八幡西区上上津役五丁目 1 2 1 6 番 1 地先まで
2 4 2 7	上上津役 7 8 号線	八幡西区上上津役五丁目 1 1 7 2 番 1 地先から 八幡西区上上津役五丁目 1 2 1 6 番 1 地先まで
3 1 4 6	木屋瀬 6 6 号線	八幡西区木屋瀬四丁目 7 5 9 番 5 地先から 八幡西区木屋瀬四丁目 8 1 番 1 地先まで
5 0 5 4	本城東 3 0 号線	八幡西区本城東三丁目 5 7 6 番 6 地先から 八幡西区本城東三丁目 5 7 9 番 4 地先まで
6 3 8 3	市瀬 5 4 号線	八幡西区市瀬一丁目 9 3 3 番 1 地先から 八幡西区市瀬一丁目 7 4 5 番 4 地先まで
6 9 2 9	上上津役 1 4 9 号 線	八幡西区上上津役五丁目 1 2 7 2 番 2 6 地先から 八幡西区上上津役五丁目 1 2 7 2 番 1 2 地先まで
6 9 7 6	大浦 5 3 号線	八幡西区大浦一丁目 1 番 3 9 地先から 八幡西区大浦一丁目 1 番 3 5 地先まで
7 0 0 2	市瀬 5 7 号線	八幡西区市瀬一丁目 9 7 8 番 2 地先から 八幡西区市瀬一丁目 9 9 4 番 2 地先まで
7 0 0 3	市瀬 5 8 号線	八幡西区市瀬一丁目 9 9 2 番 1 2 地先から 八幡西区市瀬一丁目 9 9 4 番 5 地先まで
7 0 0 4	市瀬 5 9 号線	八幡西区市瀬一丁目 9 5 3 番 3 地先から 八幡西区市瀬一丁目 9 5 7 番 2 地先まで
7 0 0 5	市瀬 6 0 号線	八幡西区市瀬一丁目 1 0 0 5 番 2 6 地先から 八幡西区市瀬一丁目 9 8 0 番 1 3 地先まで
7 0 0 6	市瀬 6 1 号線	八幡西区市瀬一丁目 9 8 0 番 2 3 地先から 八幡西区市瀬一丁目 9 5 7 番 4 地先まで
7 0 0 7	市瀬 6 2 号線	八幡西区市瀬一丁目 9 5 3 番 3 地先から 八幡西区市瀬一丁目 7 2 8 番 1 2 地先まで
7 0 0 8	市瀬 6 3	八幡西区市瀬一丁目 7 2 8 番 1 4 地先から

	号線	八幡西区市瀬一丁目728番16地先まで
7009	市瀬64号線	八幡西区市瀬一丁目1005番16地先から 八幡西区市瀬一丁目995番3地先まで
7010	市瀬65号線	八幡西区市瀬一丁目957番8地先から 八幡西区市瀬一丁目729番1地先まで
7011	永犬丸22号線	八幡西区永犬丸一丁目2779番8地先から 八幡西区永犬丸一丁目2775番14地先まで
7012	上上津役150号線	八幡西区上上津役五丁目614番26地先から 八幡西区上上津役五丁目614番22地先まで
7016	本城東85号線	八幡西区本城東三丁目572番8地先から 八幡西区本城東三丁目572番3地先まで
7019	木屋瀬107号線	八幡西区木屋瀬四丁目725番1地先から 八幡西区木屋瀬四丁目725番11地先まで
7027	上上津役152号線	八幡西区上上津役五丁目1193番1地先から 八幡西区上上津役五丁目1189番3地先まで
7030	木屋瀬108号線	八幡西区木屋瀬一丁目410番10地先から 八幡西区木屋瀬一丁目410番7地先まで

北九州市公告第649号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	和布刈公園バスケットコート整備工事
	工事場所	北九州市門司区大字門司
	工事内容	敷地造成工 一式 ほか
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月15日まで
	予定価格	2,291万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	造園工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	造園工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の造園工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとしたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	本市が発注した予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の造園工事で令和4年9月26日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和4年10月3日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和4年10月4日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和4年10月13日及び10月14日 午前9時から午後7時まで (2) 令和4年10月17日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和4年10月18日 午前9時5分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることができる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。		
注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。		
注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		

北九州市公告第650号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	山手町藤木1号線道路改築工事（4-2）
	工事場所	北九州市若松区大字修多羅
	工事内容	工事延長 42メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月15日まで
	予定価格	4,261万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	B
	許可	土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1）競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和3年度又は令和4年度に発注した予定価格（注4）2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2）本市が発注した予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和4年9月26日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所
期間		この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		（1）この公告の日から令和4年10月3日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2）令和4年10月4日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間		（1）令和4年10月13日及び同日14日 午前9時から午後7時まで （2）令和4年10月17日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和4年10月18日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1）この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3）契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4）北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他		（1）この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2）入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。

(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。

注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。

注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。

注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。

注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第651号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	恒見朽網線（曾根新田工区）道路改良工事（4-3）
	工事場所	北九州市小倉南区大字曾根新田
	工事内容	工事延長 220メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和5年8月31日まで
	予定価格	2億1,749万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	その他	この工事は、ICT活用工事の試行対象工事（受注者希望型）である。詳細については、「ICT活用工事特記仕様書」を確認すること。
	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和3年度又は令和4年度に発注した予定価格（注4）2億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格2億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和4年9月26日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和4年10月3日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和4年10月4日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和4年10月13日及び同日14日 午前9時から午後7時まで （2） 令和4年10月17日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和4年11月1日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	（1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札	
	（2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	
	（3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	
	（4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
（1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。		
（2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登		

9 その他	録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1	北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
注2	建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
注3	北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
注4	合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。
注5	北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。
注6	北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。
注7	北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。
注8	この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第652号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月28日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	田原新町下曾根新町1号線歩道照明灯設置工事（4-2）
	工事場所	北九州市小倉南区田原新町二丁目ほか
	工事内容	歩道照明灯の設置工事
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月31日まで
	予定価格	3,928万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。	
	(2) 本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）で令和4年9月26日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。	
	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和4年10月3日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和4年10月4日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和4年10月13日及び同月14日 午前9時から午後7時まで (2) 令和4年10月17日 午前9時から午後4時30分まで	
	6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和4年10月18日 午前9時8分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。	

(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。

注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。

注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。

注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第653号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月28日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	田原新町下曾根新町1号線歩道照明灯設置工事（4-3）
	工事場所	北九州市小倉南区田原新町二丁目ほか
	工事内容	歩道照明灯の設置工事
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月31日まで
	予定価格	3,008万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。	
	(2) 本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）で令和4年9月26日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。	
	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和4年10月3日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和4年10月4日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和4年10月13日及び同月14日 午前9時から午後7時まで (2) 令和4年10月17日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和4年10月18日 午前9時24分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した	

「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。
(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。
- 注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。
- 注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。
- 注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第654号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月28日

北九州市長 北橋 健治

1 工事概要	工事名	田原新町下曾根新町1号線歩道照明灯設置工事（4-1）
	工事場所	北九州市小倉南区下曾根新町
	工事内容	歩道照明灯の設置工事
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月31日まで
	予定価格	2,785万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。	
	(2) 本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）で令和4年9月26日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。	
	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和4年10月3日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和4年10月4日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和4年10月13日及び同月14日 午前9時から午後7時まで (2) 令和4年10月17日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和4年10月18日 午前9時32分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した	

「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。
(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。
- 注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。
- 注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。
- 注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第655号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月28日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	長野葛原1号線道路照明LED化工事
	工事場所	北九州市小倉南区葛原五丁目ほか
	工事内容	道路照明のLED化工事
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月31日まで
	予定価格	1,412万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）で令和4年9月26日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 期間 この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和4年10月3日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和4年10月4日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和4年10月13日及び同月14日 午前9時から午後7時まで （2） 令和4年10月17日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和4年10月18日 午前9時40分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金 契約保証金	免除する。 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	

	(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。	
注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。	
注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。	
注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。	
注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。	
注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。	
注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。	

北九州市公告第656号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月28日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	横代北町1号線他道路照明LED化工事（4-1）
	工事場所	北九州市小倉南区横代北町二丁目ほか
	工事内容	道路照明のLED化工事
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月31日まで
	予定価格	1,146万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1）競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）で令和4年9月26日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 期間 この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和4年10月3日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和4年10月4日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和4年10月13日及び同月14日 午前9時から午後7時まで （2） 令和4年10月17日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和4年10月18日 午前9時56分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金 契約保証金	免除する。 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	

	<p>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p>
9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。</p> <p>(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市公告第657号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月28日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	横代北町1号線他道路照明LED化工事（4-2）
	工事場所	北九州市小倉南区横代東町四丁目ほか
	工事内容	道路照明のLED化工事
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月31日まで
	予定価格	1,136万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）で令和4年9月26日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 期間 この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和4年10月3日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和4年10月4日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和4年10月13日及び同月14日 午前9時から午後7時まで （2） 令和4年10月17日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和4年10月18日 午前10時4分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金 契約保証金	免除する。 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	

	(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。	
注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。	
注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。	
注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。	
注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。	
注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。	
注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。	

北九州市公告第658号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月28日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	日吉台光明線他1線道路照明灯設置工事（4-1）
	工事場所	北九州市八幡西区折尾一丁目ほか
	工事内容	道路照明灯の設置工事
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月31日まで
	予定価格	3,141万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。	
	(2) 本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）で令和4年9月26日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。	
	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。	
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1)	この公告の日から令和4年10月3日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで
	(2)	令和4年10月4日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間	(1)	令和4年10月13日及び同月14日 午前9時から午後7時まで
	(2)	令和4年10月17日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和4年10月18日 午前9時16分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	(1)	この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
	(2)	競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
	(3)	契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
(4)	北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1)	この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
	(2)	入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。
	(3)	この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した

「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。
(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。
- 注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。
- 注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。
- 注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第659号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月28日

北九州市長 北橋 健治

1 工事概要	工事名	日吉台光明線道路照明灯設置工事（4-2）
	工事場所	北九州市八幡西区折尾一丁目ほか
	工事内容	道路照明灯の設置工事
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月31日まで
	予定価格	1,405万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認められたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）で令和4年9月26日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
期間	この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和4年10月3日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和4年10月4日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和4年10月13日及び同月14日 午前9時から午後7時まで （2） 令和4年10月17日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課	
日時	令和4年10月18日 午前9時48分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	

	<p>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p>
9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。</p> <p>(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市公告第660号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月28日

北九州市長 北橋 健治

1 工事概要	工事名	J R九州鹿児島本線側道2号線道路照明灯設置工事（4-2）
	工事場所	北九州市八幡西区北鷹見町
	工事内容	道路照明灯の設置工事
	工期	請負契約締結の日から令和5年3月31日まで
	予定価格	1,101万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認められたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1）競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2）Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）で令和4年9月26日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 期間 この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1）この公告の日から令和4年10月3日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2）令和4年10月4日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1）令和4年10月13日及び同月14日 午前9時から午後7時まで （2）令和4年10月17日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和4年10月18日 午前10時12分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1）この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	

	<p>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p>
9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。</p> <p>(4) この工事は、九州旅客鉄道株式会社の線路近接工事に該当するため、線路近接作業の際は、一般社団法人日本鉄道施設協会の認定する工事管理者等の資格を有する者を常時配置すること。</p> <p>なお、詳細については、現場説明事項を確認すること。</p> <p>(5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	